

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間

「わたしにも できる支援が ここにある」(「令和7年度犯罪被害者等支援に関する標語」の最優秀作品)

犯罪被害に遭われた方やその家族・遺族の皆さんが、早い段階で支援を受けることで、少しでも早く立ち直ることが出来るよう支援します。

受付時間 月～金曜日 10時～16時
(祝日、年末年始を除く)

相談・問合先 認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター
☎06・6774・6365

不用な本の寄付にご協力を～ ホンデリング 本で広がる支援の輪～

いらない本を寄付して、犯罪被害者支援に役立てませんか。1階ふらっとに回収ボックスを設置

しています。

問合先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口)
☎939・1059



Jアラート(全国瞬時警報システム)の全国一斉情報伝達試験

市内各地の屋外スピーカーから試験情報が放送されます。

日時 11月12日(水) 11時～
※気象状況などによって中止になる場合があります。

※11月は、毎月第4水曜日14時から
の定期試験放送は行いません。

問合先 危機管理室災害対策担当
(4階④番窓口) ☎939・1190

11月は「こころの再生」 府民運動推進月間

「こころの再生」府民運動
問合先 大阪府教育庁
教育総務企画課
☎06・6944・8042



学校の取組み例
市町村立学校・幼稚園



各種情報

マイナンバーカード交付及び 電子証明書の更新手続き臨時 窓口

日時 11月30日(日) 9時～12時
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口
【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(ハガキ)
- ・本人確認書類
(下記3点はお持ちの方のみ)
- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード
- ・マイナンバーカード

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。

【電子証明書の更新手続き】
・マイナンバーカード
・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当
☎939・1357

第3回藤井寺市 都市計画審議会

日時 12月2日(火) 13時～
場所 市役所8階801会議室

付議予定案件 ①南部大阪都市計画
生産緑地地区の変更(市決定)

②藤井寺市立地適正化計画について

傍聴定員 先着5人

問合先 都市デザイン課 都市計画
担当 ☎952・1214

民泊の相談は保健所へ

違法民泊(無許可営業)疑いやお住まい近くの民泊に関する相談等は、藤井寺保健所にご相談ください。詳しくは、大阪府ホームページで。

問合先 藤井寺保健所
衛生課
☎952・6165、
大阪府環境衛生課
☎06・6944・9910



環境・安全

PCBを含む電気機器等の 処分期限が迫っています

低濃度 PCB 廃棄物は令和 8 年度末が処分期限のため早期の調査・判別・処分が必要です。新たに発見した場合はご連絡ください。中小企業(個人事業主を含む)には、環境省からの助成制度があります。

問合先 大阪府産業
廃棄物指導課
☎06・6210・9583



11月是大阪府産業廃棄物 不適正処理防止推進強化月間 しない!させない!許さない!

不法投棄や野積み(山積み)など産業廃棄物の不適正処理は、未然防止・早期発見・早期解決が重要です。土地の所有者・管理者は、土地の監視を徹底しましょう。

問合先 大阪府産業廃棄物指導課
☎06・6210・9570

冬季農地パトロール

11月下旬から12月初旬にかけて、遊休農地や違反転用の発生防止と速やかな解消のために、農業委員と事務局職員がパトロールします。

問合先 農業委員会事務局(まちとみどり保全課内4階④番窓口)
☎939・1228

商工・労働

労働保険未手続事業 一掃強化期間

1人でも労働者を雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続が必要です。

問合先 大阪労働局労働保険・適用
事務組合課
☎06・4790・6340



保険・年金

国民健康保険のさまざまな給付の紹介

給付種別	対象
療養費	・やむを得ない理由でマイナ保険証や資格確認書を医療機関に提示できなかった方 ・医師が治療上必要と認めた補装具(コルセット等)を購入し、一旦全額支払った方など
高額療養費	・ 歴月1か月内に支払った医療費が自己負担限度額を超えた方(支払いから約3、4か月後で申請書又は支給決定通知を送付) ※医療機関の窓口での保険適用分の支払いが、自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」が必要な方は、窓口で申請してください。(※1)
高額医療・高額介護合算制度	・ 8月1日～翌年7月31日に支払った健康保険での医療費と、介護保険での介護サービス費の自己負担金の合計が基準を超えた方(2～3月頃をめどに通知を送付)
一部負担金の徴収猶予・減免制度	・ 天災などにより死亡し、若しくは障がい者となり、又は居住する住宅に著しい損害を受けた方 ・ 事業や業務の休廃止、失業(定年退職又は自己都合による退職を除く)、死亡、入院などにより、収入が著しく減少した方

(※1)医療機関がオンライン資格確認システムを導入している場合は、本人の同意があれば「限度額適用認定証」の提示を省略できる場合があります。

※その他 海外療養費、出産育児一時金、葬祭費などの給付もあります。手続きに必要な持ち物や給付の条件などは市ホームページまたは下記までお問い合わせください。



問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

福祉

第12回特別弔慰金

支給対象者 令和7年4月1日現在で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない死亡当時の遺族。詳しくは市ホームページで。



支給内容 27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間 令和10年3月31日まで

請求・問合先 健康福祉部福祉総務課 福祉総務担当(1階⑥番窓口)
☎939・1417

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の郵送

年末調整・確定申告まで大切に保管を
控除証明書は、日本年金機構より送付されます。

送付時期
【令和7年1月1日から9月30日の間に国民年金保険料を納付した方】
11月上旬

【10月1日から12月31日の間に、その年初めて国民年金保険料を納付した方】
令和8年2月上旬

問合先 ねんきん加入者ダイヤル
☎0570・003・004
(050から始まる電話からは
☎03・6630・2525へ)

おめでとうございます

地域の犯罪や非行の予防など多大な貢献をされ法務大臣表彰を受賞

川幡 憲央 さん(東小山)



税

市・府民税

第4期納期限 12月1日(月)
納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※新たに口座振替での納付を希望される場合は、税務課窓口にかッシュカード(暗証番号が必要)をお持ちいただくか、引落口座がある金融機関でお申し込みください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。

問合先 税務課納税
担当(2階②番窓口)
☎939・1066



個人事業税

第2期納期限 12月1日(月)
納付書は第1期分の納付書に同封しています。(年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません。)納期限までにお納めください。(口座振替利用の方には、納付書は郵送していません。)

問合先 大阪府南河内府税事務所
☎0721・25・1131

給与事務担当者向け「年末調整事務説明会」

日時 11月19日(水)13時30分～15時30分

場所 すばるホール(富田林市桜ヶ丘町2-8)

内容 令和7年度税制改正を踏まえた年末調整のしかた

問合先 富田林税務署 法人課税第1部門 ☎0721・51・1320